

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 26 年 12 月 24 日(水) ~ 平成 27 年 1 月 22 日(木)

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出件数

2 件

(2) 意見数

5 件

番号	該当箇所	ご意見の概要	件数	対応方針
1	5ページ 第1 4(1)検討にあたっての視点	<p>これまでの補助金との整合性や、不具合がおきないようにする整理検討が必要である。</p> <p>【理由】</p> <p>既存の地方自治体が集めた入域料は、国に補助金をもらっている事業に使うことはできない。例えば富士山では、山梨・静岡両県が環境保全協力金を集めており、利用者からは、トイレや登山道などの整備に使ってほしいという希望が多いが、国から補助を得ている事業にこれを使うことができず困っている。さらには、入域料を徴収した場合は、自治体の特別会計に入ることとなるが、これまで自然再生事業や保全活動に使われてきた一般財源による予算との整合性の整理がなされないと、特別会計があるから一般会計は削減となり、その結果、十分な予算と人員を配置できないことが想定される。つまり、お金をとったものの、使えず、かつ必要な予算が確保されないという事態を引き起こす可能性がある。このため、基本計画ではこうした想定できる事態への考え方を明記すべきである。</p>	1	<p>本法律は、公的資金による取組に加え、民間資金も用いて、自然環境の保全及び持続可能な利用をより一層推進しようとするものです。</p> <p>国の補助金は事業によって補助金交付の要件が異なることから、国の補助金によって整備した事業施設等の管理に、入域料を使用することの可否については事業毎に判断されるものと考えております。例えば、環境省の補助金によって整備したトイレ等の施設の維持管理に、入域料を使用することができないといったことはありません。</p> <p>地方公共団体による自然環境の保全と持続可能な利用に関する取組は、公的資金を用いて行うことが基本(2ページ36行目～3ページ2行目)であること、入域料については、協議会等を設置することにより、透明性や公平性を確保しつつ多角的な視点から検討を行うこと、額についても、具体的な根拠に基づき、幅広い関係者による合意形成を経て、利用者の理解を得られる適切な額を設定する(3ページ4～7行目及び13～14行目)、としており、これにより各地方公共団体において、ご指摘の点についても十分な配慮が行われた上で地域計画が作成されるものと考えております。</p>

2	<p>9ページ 第2 3(1)自然環境トラスト活動の内容</p>	<p>優れた自然環境の保全、とりわけ生物多様性に優れた里山環境を保全していく上で、特に重要なことは農地の保全であろう。農地をトラスト活動で取得し、市民参加の手法で農地の復元に取り組むことが重要な課題になっているが、財団法人が農地を取得することは、農地法によって制限されていて動きが取れないのが現実である。農地の保全は、土地の取得だけで実現できることではないが、保全の第一歩である土地の権限の取得が不可能であると、あらゆる可能性が失われてしまう。</p> <p>自然環境トラスト活動の方法として掲げる「土地の取得」及び「土地の使用に係る権利の取得」のいずれも、農地に関して実現することができない現状を踏まえ、農地法の特例の制定に言及するなどの対策を基本方針に盛り込むべきである。</p>	1	<p>農地法では、農地の有効利用を図るため、農地の売買や貸借等の農地の権利移転・設定について許可制度が設けられており、農地の受け手に対し一定の要件を満たすことが求められます。</p> <p>農地を含む里地里山を保全していくには、土地の保持のみならず、持続的な農業活動も必要となりますが、土地の所有権や賃借に関わる権利を取得せずに、土地所有者との協定等によりこれを推進する方法も考えられます。環境省としては、本法律や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律等の適切な運用に努め、これらの取組の促進を図っていきたく考えています。</p>
3	<p>10ページ 第2 3(3) 土地の保持</p>	<p>トラスト資金の寄附者や地域の信用を保ち続けるためには、取得した土地を永久に保全していくことが何よりも重要な要件となる。そのためには、保全に関わる活動団体の意思を保証する制度的な裏付けが必要である。</p> <p>イギリスのザ・ナショナル・トラスト運動で確立された制度のうち、最も重要なものとして「譲渡不能の原則」があり、トラスト活動で取得した土地は、譲渡等の処分ができない、しないという原則があってはじめて国民的な信頼が得られたと考えられる。取得したトラスト地は法人定款の別表に記載してその処分についての高い</p>	1	<p>ご指摘のとおり、自然環境トラスト活動において、取得した土地を売却することなく保持していくことは極めて重要であることから、本基本方針においては、地域計画に位置づける自然環境トラスト活動の基本原則としています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の法・制度のあり方の検討へのご意見として参考にさせていただきます。</p>

		ハードルを設けてはいるものの、民間団体である場合、解散などの万一の事態も起こりうるので、そうした際の保証として法による「譲渡不能の宣言」ができるようになることを望みたい。		
4	16 ページ 第3 4(1)国の援助	「みなし譲渡課税への優遇措置等の活用も可能」と記されているが、税制を所掌する国が作成する基本方針の文章としては、あまりに他人事すぎないか。国税庁と調整のうえ、環境省の責任で優遇措置の適用を明記すべきである。また、地方税である固定資産税や不動産取得税については、地方公共団体の判断に任せるのではなく、既存の「自然環境保全法人制度」のようなものを法制化し、減免への方策を基本方針に明記すべきである。	1	公益目的事業に対するみなし譲渡課税への優遇措置等については、これまでも既存の枠組みにおいて適用がなされています。環境省としては、より円滑な運用が今後の課題と考えており、本趣旨を踏まえ記載しております。法律事項を超える規定について基本方針への記載はできませんが、今後の法・制度のあり方の検討へのご意見として参考にさせていただきます。
5	その他	本法律の制定段階でパブリックコメントを行うべき。「入域料」と「トラスト」という異なる取り組みを一つの法律の枠内に押し込めたことが問題である。訪れる人に課金するために地域関係者の合意が必須であることは理解できるが、10 ページ4行目「共通のビジョンとして合意形成を図る」とあるが、規制を課したり負担を求めたりすることのないトラスト活動において何を合意するのか理解しがたく、地権者を構成員とする協議会となると、莫大なメンバー数が想定され非現実的である。入域料のみに関する法律で抑えておくべきであった。	1	パブリックコメントは、国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に広く一般から意見を募ることにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図ることを目的とし、行政手続法に基づき実施しており、法律の制定については、国会で審議されるため、対象とされていません。また、地方公共団体が促進する自然環境トラスト事業について、関係者による合意形成を行うことは重要であり、協議会の設置・運営による合意形成は、その効果的な手法の一つであると考えます。